

平成23年度消費生活用製品安全法の 規制対象品試買テスト結果の一部訂正について

平成24年12月
経 済 産 業 省
製 品 安 全 課

平成24年11月、ホームページに掲載しました「平成23年度消費生活用製品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要」において、下記の2機種について基準に適合しない事案が確認されたと公表しましたが、その後の調査によって、当該機種は消費生活用製品安全法に定める技術基準に適合していることが確認されました。訂正してお詫びいたします。

なお、現在ホームページには訂正後のものを掲載しております。

記

技術基準適合が確認された機種

1. 株式会社三洋プロセス

スライド式ライター（調整式ポストミキシングバーナー）
PSC109 透明

2. 株式会社東海

フリント式ライター（調整式ポストミキシングバーナー）
CR-M15L

平成23年度消費生活用製品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要

平成24年11月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日法律第31号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で消費生活用製品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該消費生活用製品にPSCマーク¹を表示して販売することができます。

規制当局として、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通している消費生活用製品を無作為に購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて検出された基準に適合しない事案については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導するとともに、その内容を公表します。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。



2. 試買テストの調査項目

①法第11条に基づく技術基準への適合確認

試買した消費生活用製品の技術基準適合性を確認する。

②法第13条に基づく表示の確認

PSC表示の妥当性を確認する。

¹PSCマーク：特別特定用品 、特別特定製品以外の特定製品 

3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

平成23年度の試買テストは、合計7品目、39機種に対して行いました。

品目	機種数
家庭用圧力なべ及び圧力がま	5機種
乗車用ヘルメット	5機種
乳幼児用ベッド	3機種
登山用ロープ	3機種
携帯用レーザー応用装置	15機種
浴槽用温水循環器	3機種
ライター	5機種

(参考) 報告書の詳細は以下のリンク先で参照できます。

■平成23年度 試買テスト報告書

(http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seisan/shouan/contents/H23FYshibai_houkokusyo.pdf)

(2) 試買テスト結果の概要

39機種中、技術基準については4品目9機種、PSC等表示基準については2品目5機種が適合しないことが、それぞれ確認されました。

品目	技術基準	PSC等表示
家庭用圧力なべ及び圧力がま	1機種	0機種
乗車用ヘルメット	1機種	0機種
乳幼児用ベッド	1機種	0機種
登山用ロープ	0機種	0機種
携帯用レーザー応用装置	6機種	4機種
浴槽用温水循環器	0機種	1機種
ライター	0機種	0機種

4. 基準に適合しない事案が確認されたものに対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、管轄する経済産業局が届出事業者にもその内容を通知し、是正のための改善指導等を行っております（違反の場合には、是正措置、再発防止対策を確認の上、注意文書を発出する等を行っております。）。

安全性確保の観点から、今後継続して販売する当該特定製品については外部検査機関による適合性検査（特別特定製品の場合）又は依頼検査の受検指導を行い、技術基準適合するように改善指導を行う等を行っております。場合によっては、再発防止のための是正策が適切に行われているか、法令遵守状況についてフォローアップも行うこととしています。